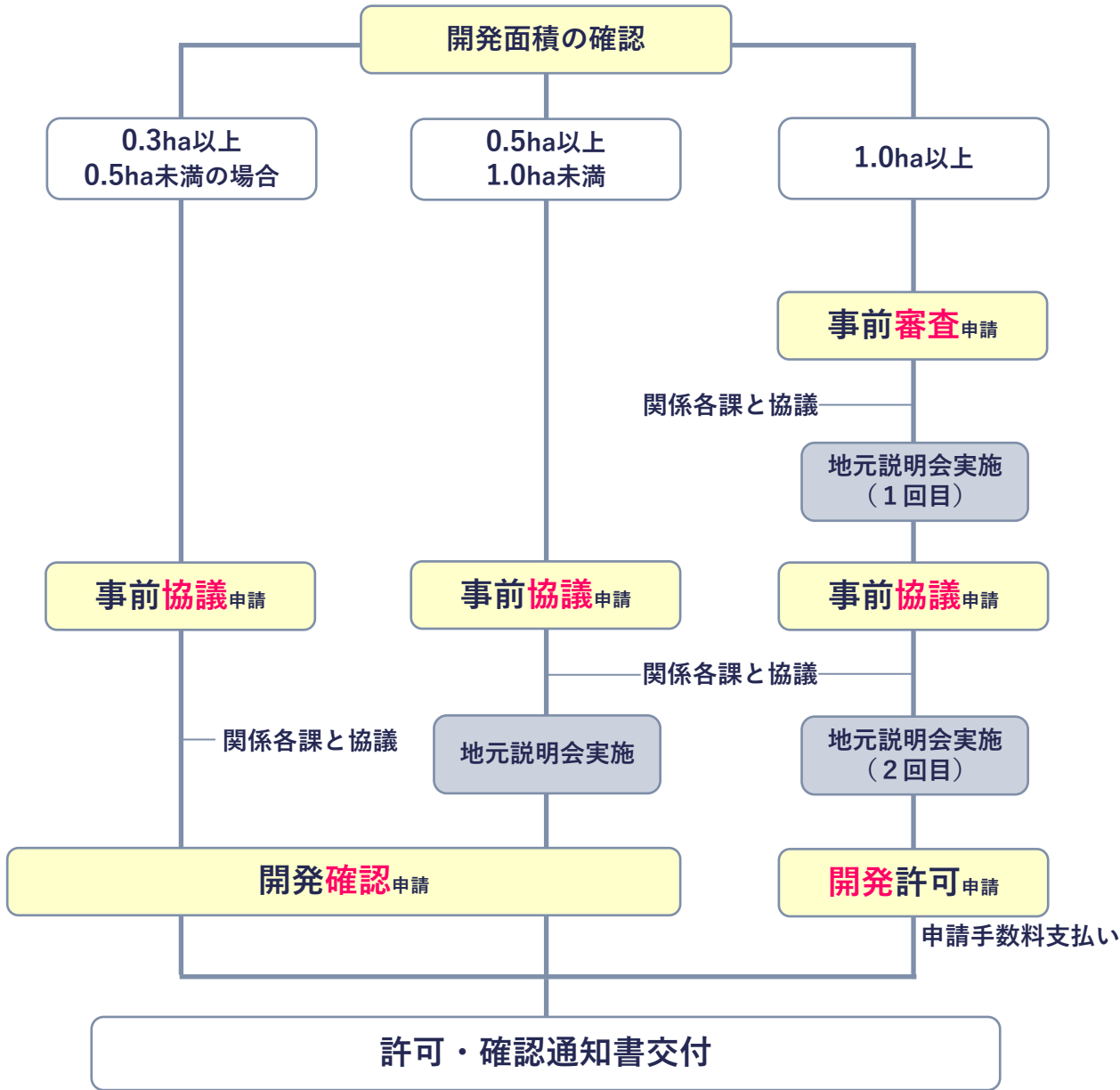


～許可等が必要な面積～
都市計画区域外 0.3ha以上



★各種審査の流れ★

書類の不備・添付漏れ等あった場合、一時預かりはできません。また、下記標準処理期間以上要する場合があります。

一時預かり・審査
↓
本受付・決裁
↓
通知書交付

標準処理期間：18日～40日
(変更許可の場合：15～35日)

【標準処理期間に含まれない日数】

- 申請内容不備による補正等に要する期間
- 他法等の手続き（認可、承認、協議）の日数
- 開発審査会に付議するために要する日数
- 開発行為に係る手続きで、国等との協議期間
- 大分市の休日を定める条例に規定する休日
- 農地法の許可に係る日数
- 完了検査時直し工事が発生した場合の日数